



新任ケアマネジャー研修

介護保険サービスについて

佐世保市役所 長寿社会課 介護保険係



1 要介護認定について

(1) 介護 1 と支援 2 の振り分け方法

要支援 2 よりも、状態が悪いものが
「要介護 1」になるものではありません。

「認知症の有無」「状態の不安定」
のどちらかを満たす場合のみ「要介護 1」となります

厚生労働省) 介護認定審査会テキスト) P28



1 要介護認定について

(2) 要介護認定申請について

1) 認定申請日⇒要介護の有効期間開始日

(新規申請・区分変更申請)

2) そこで、翌月1日が土日祝日の場合

翌月1日付区分変更申請

⇒必ず事前預かり期間に長寿社会課へ提出

(事前預かり期間の年間スケジュールは、毎年メールで送付)



1 要介護認定について

(3) 審査会の予定日について

審査会予定日を確認できるツールを
ホームページに掲載しています

1) 「被保険者番号」

2) 「申請年月日」を入力するだけです

更新頻度：1週間程度

○佐世保市HP トップ＞事業者の方へ＞介護・高齢福祉＞事
業者へのお知らせ＞介護認定進捗状況確認ツール



1 要介護認定について

(4) 介護保険被保険者証の窓口受取について

審査会の翌日午後に「被保険者証」を窓口受取希望の場合
認定申請書中、備考欄に「窓口受取」と記載して下さい

電話の場合「審査会前まで」に連絡して下さい

(審査会終了後は、すぐに印刷・発送を実施します)



2 各種届出について

居宅届について

- (1) (看護) 小規模多機能型居宅介護の居宅届：
月途中の場合、必ず前半サービスの
「①有無」と「②サービス種別」を記載して下さい
⇒誤った場合、国保連請求が返戻となります
- (2) 予防と介護の区別について
 - 1) 要支援の対象者は「予防」、要介護の対象者は「介護」の事業所が登録されます
 - 2) 被保険者証に「予防」「介護」のゴム印を押印します



2 各種届出について

(3) 居宅届について

- 1) 居宅届⇒被保険者証へ印字される日です(例外的に遡る場合あり)
- 2) 給付管理⇒月末に登録があり、かつサービス利用に結び付いた居宅支援事業所が、まるまる1か月分の給付管理を行います
- 3) 支援費⇒日割りにはなりませんので、
どこか1社がまるまる1か月分の支援費を請求することとなります
- 4) ケアプラン⇒居宅届の提出日以降のプランを立てていただきます
- 5) 介護給付費明細書⇒月途中の区分変更、サービス変更等の場合、
日割りになる可能性があります



3 給付について

(1) 特定入所者介護サービス費（負担限度額認定証）

1) 通帳の添付について：「通帳の写し」を全て提出
内縁の夫婦の通帳も必要です

あらかじめコピーの準備をお願いします

2) 課税の有無について：本申請は「世帯非課税」が前提
世帯員が一人でも課税者である場合は対象外となります
可能な限り事前に課税状況の確認をお願いします



3 給付について

(2) 過誤調整

介護給付費を返金する過誤調整依頼を行う際に、
高額介護サービス費の返金の確認が必要になる場合
があります

⇒必ず事前に介護保険係へ連絡をお願いします



3 給付について

(3) 負担割合証

- 1) 原則として、毎年8月から1年間の有効期間となります
「収入の修正申告」等があった場合、遡って変更になります
この場合は、サービス事業所からの過誤調整をお願いします

- 2) 毎年、七夕の時期に一斉発送いたします
郵便物がきちんと届くように、準備をお願いします



3 給付について

(4) 「転出」と「住所地特例」について

他市町村へ住民票を異動する場合、新しい住所が
「一般住宅」か

「何らかの施設」かによって手続きが異なります。

⇒問合せの際は、新しい住所の把握をお願いします。



3 給付について

(5) 介護老人福祉施設の「特例入所」について

介護老人福祉施設は原則として要介護 3 以上の方が対象です。

しかし一定の要件に基づき要介護度 1・2の方でも入所できる場合があります。

様式等（長崎県のホームページ）

○長崎県ホーム＞分類で探す＞福祉・保健＞高齢者・介護保険＞法令・指針関係＞特養入所指針の改正について



4 住宅改修について

(1) 新築又は増改築に伴う工事は対象外です

介護保険の住宅改修として、「ユニットバス」の工事そのものは認められておりませんが、厚生労働省の見解では、対象工事費が適切に按分されていれば、給付の対象とすることができるものとされています。

そのため、本市においても、利用者に必要な住宅改修の項目ごとに工事費の按分ができる場合のみ、介護保険の住宅改修の支給対象とします。ユニットバスについては、先に「福祉用具」等で対応できないか検討して下さい。

福祉用具で対応困難な場合は、工事業者よりも先に介護保険係へ相談して下さい



4 住宅改修について

(2) 関係手続きについて

1) 事前申請の理由書について

介護保険で行う住宅改修は、
日常生活動作を助けるためのものです。
理由書の内容について、ご注意ください。

2) 事後申請の添付写真について

改修後の写真について、次のような点にご注意の上提出してください。

- ・不鮮明である
- ・メジャーが当てられていない
- ・改修後の確認ができない



5 福祉用具について

(1) 福祉用具「貸与と購入の選択制の導入」

令和6年4月から一部の福祉用具の提供に当たって、利用者が貸与か販売のいずれかを選択できることとなりました。

(2) 軽度者の福祉用具貸与について

軽度者に福祉用具貸与を行う場合、厚生労働省の定める手続きが必要です。

具体的には「認定調査票等の確認」、それに該当しない場合「医師の所見等を提出し、佐世保市の承認」が必要です。



5 福祉用具について

軽度者の福祉用具貸与（佐世保市独自の基準について）

1）車いす及び車いす付属品の「（二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」とは

「主治医意見書 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判断基準
B1～C2」

2）移動用リフトの「（三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者」とは

「主治医意見書 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判断基準
B2～C2」



6 おむつ購入費について

対象者：佐世保市に住所を有し、要介護1～5の認定を受け、月に20日以上在宅で「おむつ」を使用し、市民税非課税世帯に属する方。

申請書の返却が多い箇所：

口座振替依頼欄⇒新規申請の方に多い。店舗、口座番号、名前等

日付 ⇒表裏の記入を漏れなく

ポイント利用分⇒ポイント利用分は対象外です

在宅以外の期間⇒漏れが多くみられます

(ショートステイの利用等)

申請月 ⇒領収月が申請月となります

領収書 ⇒「あて名」は必ず対象者本人



7 国保連請求について

受給者台帳⇒毎月末の平日にデータを国保連へ送付（毎月 1 回）

把握せずに、国保連請求を行うと「返戻」になります。

1）区分変更申請中：

月末時点で、未決定の場合は、受給者台帳ができません
⇒請求不可（市町村の区分変更が未決定エラー）

2）月をまたいだ「居宅届（小規模多機能）」など
⇒請求不可（市町村の台帳と不一致エラー）



8 各種資料等（参考ホームページなど）

（1）厚生労働省ホームページ

○令和6年度介護報酬改定について：

ホーム ⇒ 政策について ⇒ 分野別の政策一覧 ⇒ 福祉・介護
⇒ 介護・高齢者福祉 ⇒ 介護報酬 ⇒ 令和6年度介護報酬改定につ
いて

○介護保険最新情報

ホーム ⇒ 政策について ⇒ 分野別の政策一覧 ⇒ 福祉・介護
⇒ 介護・高齢者福祉 ⇒ 介護・高齢者福祉分野のトピックス
⇒ 介護保険最新情報掲載ページ



8 各種資料等（参考ホームページなど）

（2）長崎県国民健康保険団体連合会

「国保連からの返戻」について：返戻一覧表のエラー内容が分かります

長崎県国保連⇒介護保険⇒事業者の皆さまへ
⇒事業所への通知（返戻・支払関係）

（3）福祉・保健・医療情報WAMNET（ワムネット）

トップ ⇒行政情報⇒高齢・介護⇒情報化・システム関連
⇒国保連インターフェース
⇒介護保険事務処理システム変更に係る参考資料



9 その他 事務連絡

(1) 「ケアプラン点検」を随時実施しております

参考：最新情報VOL. 1 0 0 9

(2) 業務管理体制の届出：オンライン申請方式

既存の事業所は「Aで始まる番号」を入力して
ログインすることになります。

「Aで始まる番号」については、ログインの際に
介護保険係へお尋ね下さい。



9 その他 事務連絡

(3) 質問票について：

質問票は、「E x c e l 様式」を「メール送信」して下さい。

佐世保市ホームページの「お問合せフォーム」は一般市民向けであり、
異なる部署に送付されてしまいます。

佐世保市HP トップ＞事業者の方へ＞介護・高齢福祉＞事業者へのお知らせ＞介護保険事業サービスに関する質問等の取扱いについて（お願い）



9 その他 事務連絡

(4) 事故報告書：

対象となる事故等が発生した場合、至急、佐世保市へ事故報告書の提出をお願いします。

佐世保市HP トップ＞事業者の方へ＞介護・高齢福祉＞各種様式＞

【様式】 介護保険施設等における事故の報告様式等について



9 その他 事務連絡

(5) 新任研修の次の学習 (佐世保市役所ホームページ)

1) 集団指導(長寿社会課介護保険係) 必ずお読み下さい

佐世保市ホーム > 事業者の方へ > 介護・高齢福祉 > 事業者へ
のお知らせ > 令和7年度介護サービス事業者等集団指導

2) 介護保険サービスガイド(事業所一覧表)

佐世保市ホーム > 健康・福祉 > 福祉 > 介護保険 > 介護保険
サービス > 介護保険サービスガイドについて